

酒々井町告示第65号

平成29年第4回酒々井町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年7月28日

酒々井町長 小坂 泰久

1 期 日 平成29年7月31日

2 場 所 酒々井町議会議場

3 議 件

議案第1号 平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 工事請負契約の締結について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (16名)

1 番	濱	口	信	昭	君	2 番	須	藤	伸	次	君	
3 番	酒	瀬	川	健	一	君	4 番	那	須	光	男	君
5 番	御	園	生	浩	士	君	6 番	川	島	邦	彦	君
7 番	齊	藤		博	君	8 番	内	海	和	雄	君	
9 番	佐	藤	修	二	君	10 番	江	澤	眞	一	君	
11 番	平	澤	昭	敏	君	12 番	越	川	廣	司	君	
13 番	竹	尾	忠	雄	君	14 番	地	福	美	枝	子	君
15 番	小	早	稲	賢	一	君	16 番	高	崎	長	雄	君

不応招議員 (なし)

平成29年第4回酒々井町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成29年7月31日(月曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定

日程第3 議案第1号ないし議案第3号一括上程
(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	大崎智行君
参事兼 企画財政課長	岡野義広君	参事兼 民協課長	清宮高由起君
参事兼 経済環境課長	芝野芳弘君	総務課長	大塚正徳君
税務住民課長	鳩貝剛君	健康福祉課長	河島幸弘君
まちづくり課長	板垣一成君	上下水道課長	黒田光利君
農業委員会 事務局局長	岩井尉行君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	玉井清人君	生涯学習課長	福田良二君
会計管理者	木村修一君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	鵜澤勝己	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開会の宣告

- 議長（佐藤修二君） ただいまから平成29年第4回酒々井町議会臨時会を開会します。
(午後 零時10分)
-

◎開議の宣告

- 議長（佐藤修二君） これから本日の会議を開きます。
(午後 零時10分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤修二君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づいて行います。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐藤修二君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
初めに、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承願います。
次に、議会運営委員会から本臨時会の議会運営につきまして答申をいただいております。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤修二君） これから日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により議長から指名します。
15番議員 小早稲 賢 一 君
16番議員 高 崎 長 雄 君を指名します。
-

◎会期決定

- 議長（佐藤修二君） 日程第2、会期決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（佐藤修二君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。
-

◎議案第1号ないし議案第3号一括上程
(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長（佐藤修二君） 日程第3、議案第1号ないし議案第3号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件に係ります提案理由についてご説明申し上げます。今回上程いたしました案件は、3議案であります。以下、順次その概要につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、平成29年度酒々井町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、子ども・子育て支援施設設置工事に係る監理業務委託料を計上するものであります。このことから既定の歳入歳出予算64億3,391万9,000円に、歳入歳出それぞれ225万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億3,617万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第2号ないし議案第3号につきましては、いずれも工事請負契約の締結についてでございます。

まず、議案第2号は、酒々井町子ども・子育て支援施設設置工事に係る請負契約の締結についてでございます。本契約につきましては、制限つき一般競争入札を実施した結果、7月12日に島田建設株式会社が落札し、同社と1億237万3,200円で仮契約を締結いたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、プリミエール酒々井に世代間の交流スペース及び会議室を設けるためのプリミエール酒々井増築工事に係る請負契約の締結についてでございます。契約につきましては、7月25日に制限つき一般競争入札を実施した結果、日幸建設株式会社が落札し、同社と1億2,387万6,000円で仮契約を締結いたしました。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が議案に係ります提案理由の説明であります。よろしく慎重ご審議ご決定くださいますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、5番議員、御園生でございます。質問させていただきます。当町においては、青少年交流の家の建設工事において痛い失敗がございます。いまだに解決の糸口が見つからず1年半を迎えようとしております。このような失敗がないように願ひまして、質問させていただきます。

1つ目に、議案第2号及び3号の募集要項と入札方法についてお聞かせください。

続きまして、青少年交流の家の募集要項と入札方法の違いについてお聞かせください。

それから、県を初めとして近隣役所では入札に際し総合評価方式を採用していますが、この評価方式はどのような方式か、お聞かせください。

それから、議案第2号、3号の、これは先ほども議題にも上っておりました積算価格、予定価格、落札価格及び各号の入札に参加した会社の名前をお聞かせください。

次に、募集要項には現場代理人としてですね、何の資格を要望したのか、お聞かせください。多分要項の中に入っていると思うんですが、要項の説明の中で結構でございますから、よろしくお願ひします。

そして、受け手ですね、役場の監督員の名前を教えてください。そして、その監督員の所持している資格についてもお聞かせください。

それから、青少年交流の家では連絡方法がスムーズにっていないように私は感じられました。ですから、監督員からの報告は、どなたの報告から始まり町長へ報告されるのか、そのルートをお聞かせください。

あと、議案第2号の落札者は、建設予定地内にあった建物の取り壊し工事を行った業者だが、今回の新築工事を落札したのは偶然の一致なのか、お聞かせください。

続きまして、議案第2号の落札者は、成田市役所で指名停止を受けた業者だが、承知しているのか。

また、今回の入札会において業者選定に不備はないのか、お聞かせください。

以上です。答弁は担当課でよろしいので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤修二君）　こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君）　それでは、恐れ入ります。入札方式等につきましては、入札の公告を見てといいますか、そこを読むということくらいしか、今詳しいことは申し上げられませんが、入札の公告をお話しするということがよろしいでしょうか。ただ、項目がすごく長くなってしまいうんだけれども。あと、会社名と価格ということであれば入札の結果ということになりますので、そちらについては読み上げさせていただきたいと思ひます。

済みません。監督員の氏名とかにつきましては、役場の中ということですので事務職員になると思ひますので、資格というものは持っていないというふうにならざるが、今理解しておりますが、済みません、調べておりませんので、できれば調べる時間をいただければと思ひます。

それから、取り壊し工事につきましては、それはやった会社ではございますけれども、特に今回も入札を行ひまして、役場内でも指名審査会というものもありまして、こちらのほうで審査をしてもらった上での決定でございますので特に、偶然であつてほかのことはないと思ひております。

指名停止の件につきましても、こちらでは申しわけございません。私の段階ですけれども、詳しく存じていないのですけれども、それがこちらの入札に入れない理由ではないというふうには聞いておりません。

入札方式ということだと制限つき一般競争入札になりまして、入札の方法につきましては電子入札という形になっております。

工事の部門あるいは建築一式の等級格付がAランク以上の者ということで、建築業法に定める特定建設業者の許可を受けている者、千葉県内に本店または契約に関する委任を受けた営業所がある。事業経験ということで、平成19年度以降に社会福祉施設及び教育施設の建設を元請として施工して完了した実績があると、配置技術者ということで、そういう技術のある方を置いてもらうというふうなことを資格に関する事項としてつけておりました。

済みません。監督員の氏名につきましては、申しわけないんですけれども、今調べるといふことでよろしゅうございましょうか。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） それでは、順番に申し上げます。入札方法につきましては、ただいまこども課長からも申し上げましたとおり制限付きの一般競争入札ということで、こちらにつきましても県内に本支店のある者ですとか公共工事の実績がある者というような条件をつけて行ってございます。

入札といひますか入札結果のほうになります。参加業者は2者でございます。日幸建設と株式会社ティーエスケーの2者でございます。

それから、予定価格でございますが、予定価格につきましては1億2,808万8,000円ということで、落札率は96.7%でございます。

現場代理人等の関係につきましては、建設の部分で説明をしております。技術者の配置ということで、建設業法による1級建築施工管理技士の資格を持っている者というようなことで記載してございます。

それから、監督員につきましては、この建築工事の工事請負契約が締結後に職員を指名して監督員ということになるかと思っておりますので、現段階ではまだ担当の職員というようなことぐらいで、正式なところは申し上げることができないような状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 済みません。入札の結果について、済みません。申し上げるのを忘れてしまいました。申しわけございませんでした。入札の結果につきましては、島田建設株式会社が947万9,000円で落札しております。最低制限価格が、済みません、9,479万円で落札しております。予定価格が9,600万でございましたので、落札率は98.74%になっております。そのほかの会社なんです。鎌形建設株式会社、国井建設株式会社、株式会社大松建設とありましたが、こちらの会社につきましては辞退をされております。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。

青少年交流の家との募集要項の違いはないという理解でよろしいでしょうか。金額とか、それから技術者の等級、1級とか2級とかという違いはあるんでしょうが、一緒というふうにご覧になってよろしいでしょうか。

それからですね、総合評価方式についての説明がございませんでした。ぜひよろしくお願ひします。

それから、監督員については、まだ契約が終わってからというようなお話でございますが、青少年交流の家で非常にですね、連絡が上手にいったいなかったようでございますので、その辺を加味してですね、スムーズにですね、上下の話がいくような監督員を指名していただきたいと思ひます。当然コンサルが入りますけれども、何分技術者、技術の資格のない人が担当される様子なものですから、ぜひとも

その辺をですね、しっかりしていただきたいなというふうに思っております。また、町には技術者もおりますので、よく連携をとってですね、その辺やっていたいただきたいなというふうに思っています。

それから、審査会で業者を決定したということでございますが、審査会のほうではですね、先ほどの質問、議案第2号の落札者は成田市役所で指名停止を受けた業者だが、承知しているか。今回の入札会において業者選定に不備はないか、改めてお聞きします。お願いします。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 私からは、総合評価方式につきまして、私のほうが所管しておりますので、資料あれですけど、私の知っている限りでお話しさせていただきますが、平成17年の4月1日に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律が出まして、こちらに基づきまして各自治体がですね、公共工事の品質の確保を促進するということで、安ければいいというような従来の公共工事の調達方式に疑問が呈されまして、単に安いだけでなく品質の特性を考える必要があるということがございまして、公共工事の調達においては、価格で判断するのではなく、品質も十分考慮した上で調達を行うことが極めて重要な要素であるということから、価格と品質で総合的に詰めれば公共工事を実施する仕様として総合評価方式を適用することということで、酒々井町もこちらのほうを実施……導入するということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 青少年交流の家の工事の関係でございますが、今回の臨時議会の提案されている議案とは関係のないものでございますので、ちょっと手元に資料がございませんので申しわけございませんが、ここで回答は控えさせていただきますと思います。

○議長（佐藤修二君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。

今岡野課長のほうからご答弁いただいたんですが、総合評価方式を今回採用しているということによってよろしいんですか。ちょっとそれで終わっちゃうと質問終わっちゃうんでちょっとあれですが、首縦に振るか横に振るかしていただければ結構なんですけど。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番（御園生浩士君） 私の聞き方悪かったのかもしれないんですが、総合評価方式を採用しておりますと言って、このことについては、採用していないのか、採用しているのか、ちょっとお聞きしたいんですね。1回目の質問からそういうことなんです。じゃ、それは後で、済みません、教えてください。

なぜこういうことを聞くかと言いますとですね、議案第2号の落札者はですね、最近成田市役所で議会案件の工事を落札したんですが、手持ちの工事が工期内に完成していないんですね。そういう理由で議会において否決をされているんですね。そういったものもわかっていてやっているのかなというところの質問なんです。それで、総合評価方式を使うとですね、安いものが必ず落札できるということにはならなくてですね、過去の事例も含めてですね、点数化されてやっていくわけなんです。そうすると、過去に事故のある業者というのは、おのずと淘汰されていくというシステムなんです。県庁、副町長はよくご存じだと思いますが、その辺をちょっとお聞きしたい、したいなというふうに思っており

ます。なぜかといいますと、やっぱりですね、青少年交流の家でですね、一千何がしのお金をですね、今のところ、まだどぶに捨てたような状態になっておりまして、どうしてもですね、そういう過去でですね、反省がありますので、掛ける今度の物件はですね、10倍以上のお金になっているんですね。ですから、その辺やっぱり反省を踏まえて、そういうような制度を使ったのか、使っていないのかなということで、ちょっとお聞きしたいということです。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 失礼いたしました。1回目の質問がちょっと長かったものですから、私ちょっと切り取って総合評価についてのご説明をしまして失礼いたしました。総合評価方式で今回の入札は行っておりませんので、制限つき一般競争入札ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、5番議員、御園生浩士君の質問は終わりました。

ほかに。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 議案の第2号と第3号について何点かご質問させていただきます。

まず、第2号については、今御園生議員が質問された内容とちょっと考え方は一緒なのかなというふうに思いますが、私なりの質問をさせていただきたいと思います。議案によりますと、入札の方法は制限つき一般競争入札。制限つきというのは、一般競争入札の入札資格のある方、それに対してある程度限定をつけると。例えば千葉県に事務所があるとか、そういうことだそうでございます。その方式でやった場合に今回島田建設というふうになったと。その制限つきの今回の制限は、どのようなものを具体的に制限項目として挙げたのかですね、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、当然のことながら地方自治法で入札関係の大まかな部分は決まっております。例えば入札参加者の資格はこういうものである。それ以外に各地方公共団体で独自に定めていいよというのが、法の趣旨だと思うんですけども、その中に先ほど御園生議員も言いましたとおり、工事、製造または販売の実績というようなことが、この中にも、法の中にうたわれております。その精神は大事な点だろうと思いますが、この辺については、指名審査会なのかどうか、指名審査会ないのか。今回の業者決定に当たってですね、配慮の中に入ったのかどうかですね、お聞きをしたいと思います。

それから、議案の第3号ですけども、プリミエールの関係ですが、午前中の全協の説明の中で物品というか食べ物、簡単なものというんですかね、飲み物とかをやるというようなことなんですけど、いただいた図面から見ますと、そういう部署が入る余地がないとか表示されていないとか、そういう感じを受けました。簡単な、どこかで用意されたものを持ってきて売るといような全協の説明でしたが、実際にですね、もう建設工事段階に入るわけですから、具体的にあそこにどういう形で提供するのか。そして、飲み物を出せばですね、あそこ自動販売機は社会福祉協議会がやっているわけですね。そちらの収入にも影響する。そういうことを考えた上でどのような計画をされているのかですね、それを明示していただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は……いいです。それだけ、まずご質問させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 入札の方式の制限つきで行った入札につきまして、どのような制限があるということですが、入札に参加するのに必要な資格ということですので、登録業種で建設工事あるいは建築工事の格付等級がAランク以上の者であること。あとは、所在地、千葉県内に本店または契約に関する営業所等がある。事業経験、それから技術者の配置ですね。酒々井町建設工事請負業者等指名停止基準の中でそういうものに該当しない者とか、地方自治法の中でそういう指名ができないというような形の者に該当しないというようなことになっているかと思います。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） プリミエールの交流スペースに計画をします売店の考え方でございますが、先ほど全協でも館長のほうから申し上げましたとおり、規模、それからどのあたりに設置するかと、そういったことを含めまして検討中ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） プリミエールのほうからちょっと聞きますけどね、設計が上がってきて、もう契約をした。これはもうでき上がりですよ。それが審査に係る段階で、その中でやる事業内容が決まっていないうのはどういうことですか。建物は一つの事業をやるために必要な最適なものをつくるというのが目的でしょう。やること決まっていないうのに、どうしてそこへこういう設計でどうですかって言えるんですか。

それから、最初に聞こうと思ったんだけど、我々1億円の契約を結ぼうとするときは、議会の議決が必要だというのは十分ご承知ですよ。予算が当初からありますよ、これ。何で臨時になるまで引っ張ったんですか。6月議会までに提案するにはどうしたらいいんだ。いつまで何をやらなきゃいけないか、その考え方をはっきり決めて6月に出すのが普通じゃないですか。おくれた理由を教えてくださいよ。先ほどの全員協議会が、これだけの時間を費やしたというのは、もとはそこなんですよ、と私は思います。質問ではそのおくれた理由、ここで臨時会にならなきゃいけなかった理由を教えてください。

それから、先ほどの飲食の関係ですが、私は必ずしもあそこで商売になる、そういうことを目指すべきではないと思っています。公の施設でもうける必要はないというふうに基本的には思います。しかし、何らかの、何かしがらみがあるそうですから、それを受け入れてきちゃったのも受け入れたほうだと思うけど。けど、そこで今ジュース等を提供している社会福祉協議会という団体があるわけです。そちらへはどういう話をしているんですか。全く影響ないというふうに考えているんですか。そこらもう一度お考えをいただきたいと思います。飲食を提供することは間違いのないんでしょう。だったら、その影響というのはどういうもので、どういうふうにカバーして相手方に納得してもらったのか。そういう話をしてください。プリミエールについては以上です。

それから、子育て支援センター、みんな望んでいますけど、やっぱり御園生議員がおっしゃったように、業者の問題、私は非常に割り切れません。遠い遠い外国だとか北海道、九州の話なら別として、近

隣の実例としてあるわけですよ。しかも、それもそんなに長い、ずっと前の話じゃない。ましてやいろんな会議やっていいのかどうかまで検討した上で、それで実績的に好ましくないところが、安いからといって認める。おかしくありませんか。何か裏があると思われまますよ、と私は思います。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○7番(齊藤 博君) なぜそのように落札者なりを見たときにですね、ああ、これはそういうことだと、実際にトラブルがあったことを承知していたわけですから、その時点で何でそんな判断が働かなかったのか。これご答弁ください。

以上です。

○議長(佐藤修二君) 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長(福田良二君) 6月議会に議案として上程できなかったのはどういうことだというようなご質問だったと思いますが、制限つき一般競争入札につきましては、この入札期間等に期間をちょっと要するというようなこともございまして、6月にはちょっと間に合わなかったというようなことかと思っております。

それから、売店の関係で社会福祉協議会の自販機との絡みはどうなんだというようなこと、それからこの時点で何も決まっていないのはということだということですが、その辺も含めて検討中というようなことで、考え方としてはそういった内容でございます。

以上でございます。

○議長(佐藤修二君) こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長(七夕夕美子君) 子育て支援施設につきましても、6月の議会で間に合いませんでしたのは、やはりちょっと入札のために期間を要するというので、済みません、間に合いませんでした。

あと、建設会社の件につきましては、済みません、審査会とかには、逆に審査する直接の担当ではないものですから詳しくはわかりませんが、もちろんいろんな基準に照らし合わせて、そういう入札に参加できないとか、そういうふうに決定するんだと思いますので、そういう逆に基準にない会社を選ばないとかということがちょっとできないんじゃないかなと思っております。ただ、申しわけございません。法律的によく調べないと、そういう会社だからだめだとかということをはっきり言えるかどうかというのは、今ここで正式にご答弁することはできないんですけども、入札することに制限ができないために入札をする形、入札しないでくださいということは言えなかったんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長(佐藤修二君) 7番議員、齊藤博君。

○7番(齊藤 博君) お答えが明快じゃないんであれなんです、子育て支援の中の、今こども課長のご答弁の中で基準に合っていれば排除できないんじゃないかと、そのとおりだと思うんです。だから、逆に言えば、町がこれ決められるやつなんです、こういう事例は、町としては参加者としての資格、これを認めないというものをしっかりつくるべきじゃないか。誰が考えても、ぱっと聞いて何でと思うようなことが起こらないように、町はそれなりの決まりを整備すべきではないでしょうか。これ聞いたときに、私は過去の経験から言って県での出来事や近隣市町村での出来事、これというのは十分選定に

加味される、そのように思っておりましたから、何でと今も思っております。質問されますと基準にないからと言うんだけど、その基準をつくれればいいじゃないですか。そのようにお願いを、お願いじゃないな、申し上げますが、そういうことについて、例えば工事実績だとか、いろんな表現はありますよ。だけど、それなりの制裁、町だって分庁舎のときに業者に対して制裁加えたでしょう。そういう業者がまた来たら、またそれもいいんですか。そういう決める気はありませんか。私は、つくるべきだと思いますよ。それについてお答えをいただければと思います。

プリミエールにつきましては、ひとつお願いもあるんですが、仮に、仮にじゃないな、でき上がった場合、会議室がこれふえます。そういう意味ではありがたい話だなと思いますが、今の実態はですね、催し物等で申し込みをする、それはもう会議室まで含んで全館貸し切りが多いんです。しかも、その申請は何カ月も前にもう決まっちゃっております。したがって、後から会議室貸してくれというのも不可能なんです。今度でき上がった会議室は、そういう全館貸し付けの例外としていただきたい。これは会議室として1つは確保する、そういう形で運営をしていただきたい。そのように、これは要望で結構です。ぜひともそのようにお願いをしたいと思います。

以上で終わります。さっきの基準。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） 業者選定に当たり、よろしくない業者を排除できるような決まりをつくる気はないのかというようなご質問かと思いますが、基本的には業者につきましては、指名停止期間中であるかどうかというのを審査会のほうで十分検討はしてございます。期間中であれば当然資格はないということでございますけども、過去に指名停止があったと、事実は確認しておりますが、過去でございますので、永遠に指名停止した業者が入札参加できないということはなかなか難しいのかなと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） それでは、これで齊藤博君の質問は終わります。

ほかにありませんか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、私は、議案2号、3号についてお尋ねをいたします。

まず、2号についてはですね、先ほど全員協議会でも伺ったんですが、いわゆる建物の建築工事費は幾らなのか。そして、平米単価はどのくらいなのか。外構工事について幾らなのか、お答え願いたいと思います。

それから、この支援センターの入札についてお尋ねします。入札は7月11日に4者で行いました。当日は、予定価格を上回ったために第1回目は不調に終わりました。2回目については、翌日入札されました。そして、前日の11日の入札は4者でありましたが、2回目の翌日の入札では3者が辞退し、島田建設のみの入札ということで決まったということでもありますけども、これまでも入札不調の場合、設計金額等変更しない場合は、当日に、同じ日に入札が行われておったと思いますけども、どういう理由で次の日に再入札したのか。設計金額は変更もなく同じ条件で、そして3者は辞退するという、こういう結果で島田建設が落札すると。当日11日になぜ行われなかったのか、お答え願いたいと思います。

それから、審査会について、先ほど御園生議員からもお話がありましたけども、いわゆる成田市での入札にかかわる問題。私、ここに成田市の28年、昨年ですね、6月議会の本会議の質疑の議事録を持っておりますけども、議案の20号議案で流末排水処理調整池の請負工事ということで、5億円からの事業ですけども、これについてのある議員の質疑のやりとり、ここにありますが、読み上げますけれども、私は、この共同企業体の本件の受注者である一方、島田建設株式会社については、これは入札参加に加えるべきではなかったというのが、本日時点での私の思いでありました。なぜかといいますと、昨年の、昨年というのは27年ですね、27年の7月に中台の保育所大規模改修工事を受注しておりますが、工期は5月30日、今回入札のこの5億円の工事ですね、入札の開札をやったのが5月19日です。したがって、それ以前から5月段階で、つまりこの請負工事の工期を超えて成果品の引き渡しは現実問題としては困難な状況にある。この辺の調査もやったのか、やらなかったのか。それはやったけれども、影響はないと、問題はないということでそういう処理されたのか。加えて平成20年に囲護台の市営住宅の建設工事は落札しましたけれども、契約締結を拒否した事態もこの業者がおやりです。市は、この島田建設入札参加を9カ月停止命令を命じたと、そういった経過もございました。このようなことで、先ほど御園生議員も言いましたけども、このような経過について、審査会としてですね、承知しておったのかどうか、お聞かせください。

そして、今回も子育て支援事業は、当初予算で建設費が1億円から予算化されておりました。ですから、当然来年の7月オープンというようなことで進めておられたと思っておりますけれども、私、なぜ臨時議会で提案されたのか。6月議会で提案されなかった理由をお聞かせ願いたいと。

それから、もう一点ですが、3号議案についてですが、先ほど齊藤議員からも質問されておまして、お答えありませんでしたので伺いますが、いわゆる社協には説明をしたのかどうか、了解を得たのかどうか、お答え願います。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） それでは、まず建物の工事費、あと外構の工事費でございますが、概算でございますけれども、建物の工事費が約9,000万円、外構が1,230万円で、平米単価ということでございますので、建物のほうでございますけれども、約31万7,000円になります。済みません。入札の関係が12日になったということなんです、こちらにつきましては、入札担当している方のお話でございます、申しわけございません、私自身が詳しい理由を承知しておりません。

あと、審査会につきましては、直接審査の内容には、担当課でございますので、委員ではございませんので入っておりませんので、こちらについてもこのような内容でということは承知していたかどうかということは、済みません、私にはわかりません。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 企画財政課長、岡野義広君。

○参事兼企画財政課長（岡野義広君） それでは、私のほうからですね、入札制度の関係でございますので、入札の関係で参加通知の確認で通知書を各入札参加者にお配りしておりますし、そのルールで毎回やっております。まず、第1回目で予定価格を超過し、落札者がいない場合は再度入札を行いますということです。こちらにつきましては、開札後30分以内に再度入札の通知をしますということで、それま

でに2回目の入札金額を入れてくださいということになってございます。括弧として原則として翌日以降に開札しますということでございます。でありますので、さっき言いました7月11日、1回目は落札者が超過しておりませんでしたので、2回目をやりますので、再度入札の通知をして札を入れてくださいということで、開札を翌日に、7月12日に開札をしたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 生涯学習課長、福田良二君。

○生涯学習課長（福田良二君） 社会福祉協議会との協議を行ったのかというご質問でございますが、プリミール酒々井のほうから社会福祉協議会に対して、今回の点について協議をしたかどうかというところ、私ちょっと把握できてございません。大変申しわけございません。もしやっていないのであれば、その辺は実施をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 先ほど質問しておるんですけども、審査会、副町長でしょう。成田市の件は、審査会として承知していたのか、お答えありませんのでお答えください。

それから、もう一度ちょっと伺いますが、6月議会にできなかった理由、ちょっともう一度お答え願いたいと思います。

以上。

○議長（佐藤修二君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） 島田建設の件につきましては承知しておりました。ただし、先ほど企画財政課長が答弁申し上げましたとおり、過去に指名停止を受けているということ指名しないという基準にするのは、なかなかこれは難しいというところございました。

以上でございます。

○議長（佐藤修二君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 6月議会に間に合わなかったことにつきましては、ちょっと詳しく何日、何日というふうにはお示しできないのですが、入札のほうやはり時間がかかりまして、6月議会に間に合わないことになったものでございます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） 今6月議会にかけられなかった理由について、何かよくわけのわかんないお答えでありますけれども、当然当初予算ですね、建築するんだということで予算化もされておるわけですから、やはり臨時議会という、今回もそうですけれども、委員会付託なくですね、やるということ。ですから、きょうも全員協議会であるような時間を要する。何か私、悪く解釈すればですね、委員会審査なくですね、本会議、質疑、散会で終わりにしちゃう。詳細をわからないうちにやってしまうというね、思えないですよ。1億円からですね、建物を建てるわけですから、十分にですね、議会にきちっと説明し、それが本来あるべき姿じゃないですか。ですから、さきの6月議会でもですね、2億円の駐輪場の問題がですね、取り下げるといようなですね、この間やったばかりじゃないですか。そのときにも

議会にこの点説明するように、全員協議会で聞いても説明できないようなですね、余りにもひどいやり方だなというふうに思います。先ほど副町長の審査会委員長のほうからありましたけど、成田市の件については承知している。たしか停止については平成20年ですけども、工期のおくれについては昨年のお話ですね。やっぱり財政課長が言っていました総合評価方式、決して安かろう悪かろうじゃなくてですね、品質も考慮するような、やはり評価方式ですね、やるべきであるということを申し上げまして、質問終わります。

○議長（佐藤修二君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の質問はこれで終わります。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 反対の立場から討論をさせていただきます。こういうことを発言すること自体非常に残念な事例でございます。今回の全員協議会に当たって、いかに町が我々議会を無視し、必要な資料も提供しない、そういう体質であることをまさしく私痛感をいたしました。大変、お互いの両輪と言われる議会と執行部がこのような状態の中で議論しなきゃならない、非常に残念なことでございます。そういうことも私の腹の底にはありまして、この2号と3号については、あえてでございますが、反対をさせていただきます。

まず、議案第2号につきましては、私は、今質疑でありましたとおり落札者の扱いの問題であります。岡野財政課長は過去のことは、副町長もおっしゃいましたけど、過去のことは問えないということの答弁でございましたが、地方自治法施行令の中では一般競争入札の参加者の資格の中に何項目かありまして、その中で市町村が逆に定めることができるという項目がございます。その中では3年以内の期限を定めてという具体的な表示もございます。20年も前のことを云々ではありません。今の形からいったって一、二年の話じゃないですか。まさしく近隣の自治体における、そういう契約の内容について、全く問題ないよ。よろしいですか。今暴論ですけど、ヤマロクが入札を参加して最低価格だったらそのまま議会へ上げるんですか、ということに私はなるであろうと思う。ヤマロクが悪いと言っているわけじゃないですよ。そういうふうになる前に一つの基準みたいなものをつくったらどうだと質問したじゃないですか。それについては何も答えない。そして、この場が終わればいい。私は、そういう姿勢ではいけないと思う。あえてこの子育て支援センターについては、反対をします。

プリミエール、これにつきましては、正直言ってみんな望んでいるんだろうと思いますし、両施設ともそうなんですけれども、プリミエールが今後どういうふうに運営をしていって交流スペースがどういう使われ方をするのか。それが町民に対してどういうサービスを提供していくのか。こういうのはどこにもないじゃないですか。そのスペースを利用して飲食を提供する。これわかりましたよ。飲食を毎日

6万円くらいの売り上げをできるように頑張るよ。これだけの話で1億かかるんですか。同じ1億円で、全体を建てる1億円と交流スペースを加えるだけの1億円。私は、全くその価値を認めません。それだけの必要性がある、それだけの説明をぜひお願いをしたいと思います。私は、その費用対効果、そういうことから考えてもプリミエールの増築、これについて反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤修二君） ほかに反対討論はありますか。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。私は、2号、3号議案についての反対討論を行います。

今同僚議員からも説明がありました、討論がありました。そのとおりだと思います。やはり本当に6月議会でのですね、いわゆる工事費の予算の取り下げをしてですね、全く当局は反省がされていない。まず、私思います。どの施設にしても、今回の問題は、施設については皆さんが望むところでありませけれども、だからどうでもいいという話ではないし、1億からの工事費、事業ですので、十分に議会にも説明し納得していただいて予算を計上する。これ当然のことだと思います。今回臨時議会のためにですね、委員会付託せずに全員協議会で説明して本会議、先ほども言いましたけれども、全員協議会でいろんな資料の提出を求められ、時間を割いて、もう1時になりますけれども、まだ昼食もとらずに議会が開かれている、こういう状況であります。まず、全員協議会での提出された資料についても、本当に小さな図面を出したり、間違った位置図を出したり、差しかえるというような、そういうような全く議会を無視したやり方、当然6月議会で契約案件を出して、来年度4月から子供たちが入れる、つくるとい、そういう姿勢が全く欠けている。私ども議会では、ことしの1月30日、富里市に視察に行きました。富里市のこども館の施設設計図、きちっとこういう概略設計出しているんですね。きょうの全員協議会でもこういうものも出さずに進めようとする当局の姿勢に、やはり問題がある。そして、何よりも審査会で成田市の案件についても承知している。それなのにそれを無視する。そして、プリミエールについてもですね、先ほどの全員協議会でもいろいろな単価について明らかにできないというようなことで、聞いても答えられない、答えない。議員に丁寧な説明をすることが、やはり民主主義の第一歩だと思います。よって、両議案については反対するものであります。

以上で終わります。

○議長（佐藤修二君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 12番議員、越川でございます。私は、議案第2号、議案第3号につきまして、賛成の立場で申し上げます。

今回の案件につきましては、入札に関する要項等により実施をされております契約でございますので、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤修二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 賛成多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤修二君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

さらに、議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（佐藤修二君） 起立少数です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤修二君） したがって、議案第3号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤修二君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

平成29年第4回酒々井町議会臨時会を閉会とします。

（午後 1時15分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 佐 藤 修 二

署 名 議 員 小 早 稻 賢 一

署 名 議 員 高 崎 長 雄